京都市区役所・支所庁舎 モバイルバッテリーシェアサービス

導入事業者 募集要項

京都市では、京都市区役所・支所庁舎にモバイルバッテリーシェアサービスを導入される事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

１　設置目的

市有財産を有効活用することで、財源確保及び市民サービスの向上を図るとともに、災害発生時にモバイルバッテリーを無償提供することを目的として、京都市区役所・支所庁舎にモバイルバッテリーシェアサービスを導入する。

２　設置場所

京都市区役所・支所庁舎（詳細は「別紙１_仕様書」参照。）

３　設置条件及び設置機器等

「別紙１_仕様書」を確認すること。

４　応募資格要件

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

⑴　京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること、あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第２条第１項の各号に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者（詳細は「別紙２_提出書類一覧」のとおり）。

【参考】京都市競争入札等取扱要綱（一部抜粋）
（競争入札の参加者の資格）
第２条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。
⑴ 地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
⑵ 引き続き１年以上当該営業を営んでいること
⑶ 次に掲げるものを滞納していないこと。
ア 所得税又は法人税
イ 消費税
ウ 本市の市民税及び固定資産税
エ 本市の水道料金及び下水道使用料

⑵ 本募集に係る書類提出期限の日から使用許可開始の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第２９条第１項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

⑶ 仕様書の内容を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

⑷ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

⑸ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第 96 条の 6 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年

を経過しない者でないこと。

⑹ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から２年を経過しない者でないこと。

５　使用許可及び使用料等について

⑴ 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間については、令和９年２月１日から令和９年３月３１日までとする。使用許可の開始日は、事業者決定後、機器設置に係る準備行為等に応じて変更の可能性がある。

⑵ 使用料

ア　使用最低価格

最低使用料は以下のとおりとする。

12,000 円（税込）

※　使用許可期間が令和９年２月１日～令和９年３月３１日とした価格

イ　応募金額（提案使用料）

最低使用料以上の金額で 59 日分の使用料として、提案すること。

なお、更新後の使用料については、提案使用料に 365/59 を乗じた金額（１円未満端数切捨て）とする。

ウ　使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日（使用許可書発行後１０日以内）までに設置期間分の使用料を全額納入すること。

本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消す。なお、この場合において、設置機器の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担とする。

⑶ 使用許可の更新

使用状況や必要性を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、令和１０年３月３１日までを限度に引き続き使用許可を更新する。

なお、更新後の使用料については、上記⑵-イに記載する提案使用料と、本市の算定基準により年度ごとに算定する使用料とを比較し、高い方の金額とする。

また、電気料金についても、提案時に示した電気料金見込額（日単位）を使用許可日数（365 日）で乗じた金額として本市が指定する期日までに納入すること。

６　申込等手続

⑴ 申込方法

ア 提出書類

詳細は「別紙２_提出書類一覧」のとおり。

イ 提出方法

持参又は郵送により「10 受付・問い合せ先」まで提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留で送ること。

ウ 提出期間

令和８年１１月１０日（火）～１２月１日（火）午後５時まで【必着】

※持参の場合は午前９時～午後５時

⑵　提出書類の取扱い

ア 提出書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しない。また、提出書類は、受託候補者の選定の作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

イ 申込書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は申込事業者が負うものとする。

ウ 京都市情報公開条例の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。この際、京都市情報公開条例第１３条の規定に基づき申込事業者へ意見照会する場合がある。ただし、審査期間中は同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。

エ 提出書類については、明らかな誤字脱字等により本市が特に必要と認めた場合以外は、提出期間内であっても、変更、差替え及び再提出は認めない。

⑶　費用の負担

申込みに関する一切の費用（提案書及びその他の書類（以下「提案書等」という。）の作成及び提出等の本業務の申込・審査に要する費用）は、全て申込事業者の負担とする。

⑷　質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

※ 評価基準に関する質問事項や受付期限経過後の質問事項には回答しない。

ア 質問者の資格

本要項中「４　応募資格要件」と同じ。

イ 質問の方法

電子メール本文に質問箇所、内容を簡潔に記したうえで送信し、必ず電話で受信確認を行うこと。

※ 電子メールの件名は、「質疑【モバイルバッテリー】（法人名）」とすること。

※ 上記以外の方法（電話等）及び申込状況や審査に関する問合せには一切回答しない。

※ 送信先、連絡先は「10 受付・問い合せ先」を参照

ウ 質疑の受付期間

令和８年１１月１０日（火）～令和８年１１月１６日（月）午後５時まで（必着）

エ 回答予定日及び方法

令和８年１１月２０日（金）

※ 質問及び回答については、質問者名を伏せたうえで質問回答書を京都市情報館の以下のページ上に掲載する。

URL: https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000359823.html

ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、その旨を京都市情報館に掲載する。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

（参考）各提出期間

内容	日時
質問	令和８年１１月１０日（火）～１１月１６日（月）午後５時まで（必着）
提案書等	令和８年１１月１０日（火）～１２月１日（火）午後５時まで（必着）

7　設置事業者の決定

⑴　審査項目及び審査方法

ア　評価基準

「別紙３_評価基準」に基づき、当局にて審査のうえ決定する。

イ　事務局による審査

事務局により、「４ 応募資格要件等」に記載の申込資格を満たしているか、必要事項が記入できているかどうか審査を行う。以下の申込事業者は失格とする。

(ア) 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの

(イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの

(ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が提出又は記載されていないもの

(エ) 提案使用料が「５（２）ア使用最低価格」を下回るもの

ウ 審査委員会による審査

(ア) 受託候補者の選定のために組織する審査委員会（文化市民局地域自治推進室区政推進担当部長、地域自治推進課長、文化市民部文化市民総務課長の３名で構成）が「評価基準」に基づき、申込事業者から提出された書類を踏まえ評価する。なお、各審査委員の評価の平均点（小数第２位を四捨五入）を申込事業者の評価点とする。また、審査はいずれも非公開とする。

(イ) 各審査委員の評価の平均点を申込事業者の最終評価点とし、順位付けを行う。

(ウ) 「収益性」「信頼性」「利便性」の合計点が６割未満の場合は、失格とする。

(エ) 申込事業者が１者のみであった場合、又は提案書等の提出期限までに辞退等により申込事業者が１者のみとなった場合においても、各評価項目の基準に基づき審査を実施する。

(オ) 最高得点が複数の場合は、提案使用料が最も高い事業者を選定する。

⑵　決定予定日

令和８年１２月９日（水）に決定予定とする。

⑶　決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知し、京都市情報館の以下のページ上に掲載する。

URL:https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000359829.html

⑷　応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

ア　指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの

イ　設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの

ウ　その他、本要項及び仕様書の応募に関する条件に違反したもの

⑸　決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

ア　正当な理由なくして、指定する期日までに許可手続に応じなかったとき

イ　設置事業者が資金事情の変化等により機器の設置又は運営ができないとき

ウ　その他、設置事業者が著しく社会的信用を損なう行為等を行ったとき

8　行政財産使用許可書の提出

設置事業者として選定された場合は、本市指定の様式により行政財産使用許可申請を行うこと。その際に、一許可当たりの単年度の使用料が５０万円を超える場合は、保証人を

立てる必要があるため、保証人予定者を内申すること。

なお、本市による使用許可後に設置事業者及び保証人の署名又は記名等※１のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて提出すること。

※２

＜保証人の資格要件＞

１ 日本国内に住所（法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所）を有すること（可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること）。

２ 使用料の年額の５倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※１ 法人の場合は代表者印（丸印）、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求める。

※２ 保証人を立てることが困難な場合は、使用料（年額）の１／４の保証金を納付すること。

９ その他

⑴ 「別紙１_仕様書」の「３ 必要経費」に記載する経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者の負担とする。

⑵ この要項に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令及び京都市公有財産及び物品条例、その他関係法令等の定めるところとする。この要項について疑義が生じた場合は、当局の解釈とする。

⑶ 京都市情報公開条例の規定により応募書類等の公文書の公開請求があった場合は、同条例の規定により全部又は一部を公開する場合がある。

⑷ 設置後においても、機器の利用状況など本市から資料を要求したとき、設置事業者はこれに協力することとする。

⑸ 原則、応募後の設置事業者の都合による撤退は認められない。設置事業者の決定後、当該事業者が辞退の意向を示した場合

ア 当該事業者へ損害賠償請求を行うことがある。

イ 当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行うことがある。

10 受付・問い合せ先

京都市文化市民局地域自治推進室（担当：山本、常國）

〒604－8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎地下１階

TEL：075-222-3047 E-mail：kusei@city.kyoto.lg.jp